

情報ひろば 9月

福祉

長寿社会課からのお知らせ

TEL 0857-20-3457 ①
TEL 0857-20-3453 ②
TEL 0857-20-3449 ③
FAX 0857-20-3404

各総合支所市民福祉課（12ページ）
各地域包括支援センター（12ページ）

【①高齢者への日常生活用具購入費助成】
容 次の3つの条件全てに該当する人に対し、安全に日常生活を送るために必要な生活用具を購入する費用の一部を助成。 対▽対象者：●おおむね65歳以上でひとり暮らしの高齢者 ●認知症または身体機能の低下により防火などへの配慮が必要な人 ●市民税が非課税の世帯 ▽対象品目：電磁調理器（1台）、自動消火器（2台まで）のどちらか1品目 額 電磁調理器（助成対象額3万円まで）、自動消火器（助成対象額2万円まで）の助成対象額の

お知らせ

秋の砂丘一斉清掃

時 9月9日（日）9:15～10:30
※荒天中止。実施の有無は、当日7:00に本市公式ホームページに掲載※駐車場が不足しています。乗り合わせや公共交通機関のご利用など、台数削減にご協力をお願いします。

所 集合場所：砂丘市営駐車場奥砂丘入口（木製階段を上ったところ）またはオアシス広場

問 鳥取砂丘美化運動協議会（協働推進課内）
TEL 0857-20-3182
FAX 0857-21-1594

市税 豆知識 市・県民税の特別徴収を推進します

所得税を源泉徴収している給与支払者は、従業員の市・県民税を特別徴収することが法律（地方税法）で義務付けられており、原則としてパート・アルバイトなどを含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から市・県民税を引き取り、納税義務者である従業員に代わって課税した市町村に納める制度です。

鳥取県と県内の全市町村は、平成30年度から原則すべての事業主を特別徴収義務者に指定し、市・県民税の特別徴収の推進に取り組んでいます。

なお、年の中で採用された従業員の場合は、「普通徴収から特別徴収への切替届出書」を提出すると、特別徴収に変更ができます。従業員の退職・転勤などにより給与の支払いがなくなった場合は、「給与支払報告、特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出することになります。

また、従業員が常時10人未満の事業所は、申請により年12回の納期を年2回にすることもできます。

事業主のみなさんには、ご理解とご協力をお願いいたします。

詳細は本市公式ホームページをご覧ください。か、市民税課までお問い合わせください。

問 駅南庁舎市民税課
TEL 0857-20-3415 FAX 0857-20-3401

「消費税法の改正に対応した軽減税率制度説明会」の開催

消費税法の改正に伴い、平成31年10月から実施される「消費税の軽減税率制度」の説明会。

と き 9月11・12日（火・水）11:10～、15:10～

と ころ 鳥取県東部庁舎5階講堂

定 員 各108人

問 鳥取税務署法人課税第一部門

TEL 0857-77-2274（直通）

【消費税法の改正に対応した軽減税率制度説明会】の開催

消費税法の改正に伴い、平成31年10月から実施される「消費税の軽減税率制度」の説明会。

と き 9月11・12日（火・水）11:10～、15:10～

と ころ 鳥取県東部庁舎5階講堂

定 員 各108人

問 鳥取税務署法人課税第一部門
TEL 0857-77-2274（直通）

凡例 時 日時 所 場所 容 内容 対 対象 条 条件 員 定員 数 数量 額 支給・助成額など 料 料金

うち、10分の9に相当する額 ※申請には印鑑と領収書（購入日、対象者および販売店舗名の記入されたもの）が必要。

【②介護予防運動教室等登録事業者募集】
容 高齢者の健康づくりや介護予防を目的に、地域で開催される通いの運動教室や集いの場への参加を通じて交流を行うサロンの情報をお寄せください。 ※登録の内容は、審査後に本市公式ホームページに掲載。 募 電話にて問い合わせ先まで

【③認知症介護家族の集い】
時 9月14日（金）10:00～12:00
所 ささなか会館（富安二丁目）

容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受け付けています。

認知症コールセンター（認知症の人と家族の会鳥取県支部）
毎週月～金 10:00～18:00
TEL 0859-37-6611
認知症疾患医療センター（渡辺病院）
TEL 0857-39-1151

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

秋の全国交通安全運動
9月21日（金）～30日（日）

つくるつよ 事故なし 笑顔の鳥取県
【運動の重点】
●子どもと高齢者の交通事故防止
●自転車の安全利用の推進
●チャイルドシートの正しい使用と全ての座席のシートベルト着用の徹底
●飲酒運転の根絶
●夕暮れ時と夜間の交通事故防止

問 鳥取市交通安全対策協議会（協働推進課内）
TEL 0857-20-3182
FAX 0857-21-1594

平成30年住宅・土地統計調査を実施します

10月1日、住宅・土地統計調査を実施します。居住環境や住宅性能、土地の利用状況などについて調査し、その結果は、居住環境の改善、耐震や防火を中心とした都市計画の策定などに幅広く利用されます。調査の対象となつた世帯には、9月下旬から調査員が訪問します。

紙の調査票のほかにインターネットでも回答することができますので、ご協力をお願いします。

問 本庁舎総務課
TEL 0857-20-3156
FAX 0857-20-3040

障がい福祉課からのお知らせ

【障がい者（児）への補装具の購入・借受け・修理費助成】
容 体の障がいを補つための盲人安全杖、義眼、義手、義足、車椅子などの補装具の購入・修理費用 対 身体障害者手帳をお持ちの人、難病などの診断を受けている人 額 判定された補装具の購入・修理にかかる基準額の9割を助成 ※所得に応じて負担上限額あり

TEL 0857-20-3475
TEL 0857-20-3406
各総合支所市民福祉課（12ページ）

【障がい者（児）への日常生活用具の購入費助成】
容 在宅で重度の障がいのある人に対し、安全に日常生活を送るための盲人

用時計・特殊マットなどの生活用具の購入費用を助成 ※障がいの種類・等級により、給付できる品目は限られます。 額 購入額の10分の9を助成

※基準額を超えた部分は自己負担

TEL 0857-20-3474
TEL 0857-20-3406
各総合支所市民福祉課（12ページ）

【法定後見の市長申立】

成年後見制度は、認知症や知的障がい・精神障がいなどにより判断能力が不十分な人の権利を守るため、親族などの申立により家庭裁判所が選任する後見人などが、預貯金の管理や日常の契約行為などを本人に代わって行う制度です。親族などによる支援ができない人や身寄りのない人については、市長が申立を行います。

TEL 0857-20-3474
TEL 0857-20-3406
各地域包括支援センター（12ページ）



コールセンター
0570-78-3939

就学時健康診断を行います

平成31年4月に小学校、義務教育学校へ入学する児童（平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ）を対象に健康診断を行います。対象児童の家庭には、10月上旬に案内通知などを送付しますので、その通知などを持って、会場にお越しください。なお、お住まいの校区以外の会場で受診を希望される場合は、通知が届いた後、問い合わせ先までご連絡ください。

問 第一庁舎学校保健給食課
TEL 0857-20-3376
FAX 0857-29-0824

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です

国土交通省では、「屋外広告物適正化旬間」を設定し、企業や国民に対して意識啓発を図る機会としています。鳥取市も、良好な景観の形成と公衆に対する危害の防止を目的に、広告物の設置についての基準を定めています。屋外広告物を設置している人や、設置場所を提供している人は、適正な広告物の管理にご協力をお願いします。

問 本庁舎都市環境課
TEL 0857-20-3271
FAX 0857-20-3048